2021 年度 福祉助成金（研究助成）完了報告書　提出用

公益財団法人 橋本財団
理事長 橋本 俊明 様

2022 年 5 月 31 日

ふりがな	とくていひえいりかつどうほうじんおかやまきずな			
大学 研究機関名	特定非営利活動法人岡山きずな			
代表者名	役職名	社会福祉士	氏名	新名雅樹
連絡先	住所	岡山市北区中山下１－５－２５　YMCA せとうち内		
	TEL	086-221-2822		
	E-mail	okayamakizuna@gmail.com		
	URL	http://www.okayamakizuna.com/		
助成額	３５０，０００円			
研究要旨	本研究では、要配慮者への入居促進が謳われるなか、実際には入居時の何らかの差別課題が存在している。そこで、物件選定や入居時のさまざまな差別の実態や意識等の課題を明らかにし、要配慮者への住まい確保サポートや、市民の居住への権利擁護活動として、ソーシャルワーカー等の具体的支援活動への基礎研究となることを目的とした。 筆者が支援に関わった岡山市内での単身居住を継続している人たちの住まい状況等の分析を行った。また岡山県宅地建物取引業協会会員への要配慮者の入居時に関するアンケート調査を実施した。入居者は環境因子によると思われる騒音や設備の問題、建物自体の老朽化など、また近隣者とのトラブルなどを抱えていた。他方で、家主による要配慮者への入居拒否の要因や、入居の際の条件などが明らかとなった。こうした入居に際しての要件は偏見や差別的な要素は少なくないと言えず、仲介業者や入居支援する団体なども拒否できないことなどから、構造的な差別の課題が考えられた。借主自身の権利を理解促進や、貸主等への権利の訴えといった、ソーシャルワークにおけるアドボカシー機能があり、ソーシャルワーカーには重要な機能と考えられた。			
研究の目的	住まいの差別課題への先行研究では、アメリカ国内での有色人種への住まいへの入居差別に対する法的対応や対応実践研究などは見られるが、アメリカにおいても意識的な差別による入居拒否問題などは現在も続いている。日本国内においては、野村（2013）による障害者グループホーム建設やホームレス支援施設建設への反対運動などのコンフリクト事例、またその研究などが見られるが、こうした困窮した要配慮者の入居時に関する具体的な差別事例への研究は少なく、特に構造的差別への研究例は十分に見られていない。本研究での構造的差別とは、「意図せざる差別」といわれる捉え方であり、入居時における家主/入居者との関係だけでなく、入居を支援する側におきているのではないかと考える。 要配慮者への入居促進が謳われるなか、実際には入居時の何らかの差別課題が存在している。そこで、物件選定や入居時のさまざまな差別の実態や意識等の課題を明らかにし、今後の要配慮者への住まい確保サポートや、すべての市民の居住への権利擁護活動として、ソーシャルワーカー等の具体的支援活動への基礎研究となることを目的とする。			
研究の 実施方法	本研究では、先行研究の整理を行った後、筆者らがかかわった岡山市一時生活支援事業利用経験者で、すでに地域での居住を継続している人たちの住まい状況等の分析を行った。また要配慮者への支援を行う岡山県宅地建物取引業協会会員への要配慮者の入居時に関するアンケート調査を実施した。 調査結果を基に、入居時の差別に関する課題の分析を行った。特に、筆者らの実務から考えられる仮説の検証が２点あげられる。一つは、疾患や障害、高齢等を理由とした明確な入居差別の実態であり、２つ目は、入居支援者側が、要配慮者が十分に納得できていない物件にもかかわらず、貸主側の提案する住まいへ誘導的に入居させるような構造的差別の実態である。こうした実態についての分析を行いながら、差別的な対応の根拠、構造的差別となる意識等が生まれるプロセスの検証を行っていった。 さらに、課題や解決の方向性についてソーシャルワークにおける権利擁護の視点で考察を行う。そして、住まい確保時に要配慮者自身が望む住まいを確保するためには、どのような課題の認識と課題への配慮を支援側が行い、一方で要配慮者自身のエンパワメントを促進すればよいか検討を行った。			

研究の成果	要配慮者の居住継続にはさまざまな課題やトラブルが発生していた。環境因子によると思われる騒音や設備の問題、建物自体の老朽化など、また近隣者とのトラブルなどを抱えていた。 家主により要配慮者への入居拒否の要因や、一方で入居の際の条件などが明らかとなった。これは家主側の貸物件の財産としての経済的リスク回避とも考えられた。しかし、こうした入居に際しての要件は偏見や差別的な要素は少なくないと言えず、仲介業者や入居支援する団体なども拒否できないことなどから、構造的な差別の課題があるということが考えられた。 他方で、NPO による入居後のフォローアップ等は、家主の求める入居条件を補完するものとして機能することが考えられた。しかし、マンパワー不足など十分な機能を果たすにはまだ課題が多いと考えられた。 また、ソーシャルワークの視点においては、要配慮者の借主としての権利や、書類作成の援助、法的な異議申し立てのサポート、借主自身の権利を理解促進や、貸主等への権利の訴えといった、ソーシャルワークにおけるアドボカシー機能である。これは、住まいにかかわるソーシャルワーカーには重要な機能と考えられた。
研究の成果の公表状況 今後の公表予定について	本研究は論文として作成しており、現在投稿先を精査し、２０２２年度中には投稿を予定している。

＊2022 年 5 月 31 日締切です。必要事項を入力のうえ Word ファイルをメールにてご提出ください。